

新潟県観光立県推進行動計画

～うまさぎっしり・魅せる新潟アクションプラン～

平成21年4月

新 潟 県

～ 目 次 ～

序 章 行動計画の策定に当たって	1
I 観光立県の意義	1
II 行動計画の策定の趣旨	1
III 行動計画の位置づけ等	1
IV 行動計画の期間	1
第1章 行動計画の政策目標	2
I 行動計画の目指す将来像	2
II 数値目標	2
III 数値目標指標の検証	2
第2章 本県観光を取り巻く環境と現状・課題	3
I 観光を取り巻く環境	3
1 社会環境の変化	3
2 観光動向の変化	4
3 国の観光政策の強化	4
II 本県観光の現状	4
III 本県観光の課題	4
第3章 観光振興施策	6
I 観光振興施策の実施に当たっての基本認識	6
II 行動計画期間の観光振興施策の実施に当たっての重点方針	6
III 観光振興施策	7
1 観光立県の実現に向けた戦略的な施策	8
(1) 観光旅行者の満足度の向上のための施策	8
(2) 観光旅行の形態の多様化等に対応した戦略的な施策	9
2 観光立県の実現に向けた各種基盤整備のための施策	11
(1) すべての人にやさしく魅力ある観光地づくりのための施策	11
(2) 交通機能の充実、街並みの整備、良好な景観の保全その他の観光基盤の整備のための施策	12
(3) 観光の振興に寄与する人材の育成、観光に関連する団体の組織の充実等のための施策	13
(4) 観光に関する統計の整備のための施策	14
3 外国人旅行者、コンベンション誘致のための施策	14
(1) 外国人旅行者の来訪促進のための施策	14
(2) 国際会議その他のコンベンションの誘致のための施策	16
第4章 観光振興施策の推進方法	17

序 章 行動計画の策定に当たって

I 観光立県の意義

観光は、単なる余暇活動の一環としてのみ捉えられるものではなく、人々の安らぎや生きがいを生み出し、ゆとりや潤いのある生活の実現に寄与するものであり、自然、文化、歴史、食その他の地域資源の活用等を通じた地域の魅力の向上や、地域の魅力の再発見等により地域づくりに貢献するものです。更には、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、将来の定住につながる交流人口の増大に重要な役割を担っています。また、観光産業は、すそ野が広く、本県経済に対する幅広い経済効果が期待される産業であるとともに、中山間地や離島における雇用の場を確保するなど、地域社会を維持し支えていく可能性のある産業です。

本県においては、四季折々の豊かな自然、新鮮でおいしい食べ物、数多くの温泉、文化、歴史その他の観光に生かすことができる資源が集積しており、また、首都圏、東北及び北陸を結ぶ交通の拠点であるとともに、北東アジア交流圏の我が国における表玄関でもあるなど、観光立県を実現するための大きな可能性を有しています。

こうした本県の有する潜在力を最大限に生かし、魅力ある地域づくりや交流人口の増大等を図るとともに観光産業を地域に密着した本県経済を牽引する産業となるよう育成することで観光立県を実現することが必要となっています。

II 行動計画の策定の趣旨

観光立県の実現に向け、県の観光振興施策を総合的かつ計画的に実施するため、新潟県観光立県推進条例（以下「条例」という。）に基づき「新潟県観光立県推進行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定するものです。

III 行動計画の位置づけ等

行動計画は、条例第 10 条の規定に基づき知事が定めるもので、県政運営の基本計画である「夢おこし政策プラン」の観光面の個別行動計画として位置づけられるものです。

県は、行動計画に基づき観光振興施策を実施します。なお、観光立県の実現に向けては、県、市町村、県民、観光事業者、観光関係団体等が、方向性を共有した観光振興の取組を進めることが重要であることから、県は、広域的な自治体としてのコーディネート機能の発揮等により、各主体の取組を促す仕組みづくりや環境整備を行います。

また、本県観光を取り巻く情勢の変化等に的確に対応するため、県は、毎年度、行動計画の見直しを行うとともに、必要に応じ行動計画を弾力的に運用することがあります。

IV 行動計画の期間

平成 21 年度から平成 24 年度の 4 年間とします。

第1章 行動計画の政策目標

I 行動計画の目指す将来像

観光振興施策の実施を通じ、地域に対し誇りと愛着を持つことのできる地域づくりを促進し、交流人口の増大等による地域の活性化や本県経済の発展等を図ることにより、県政運営の基本計画「夢おこし政策プラン」の基本理念「将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現 ～住んでみたい新潟、行ってみたい新潟～」を観光面から推進します。

II 数値目標

「より多くの観光旅行者から何度も訪れてもらう」「より長く滞在してもらう」との観点から、数値目標を設定し、県は観光振興施策を実施します。

※観光庁では、都道府県別観光統計の整備に向けた「観光入込客統計」や「観光消費額統計」の調査手法を検討し、平成22年度から調査を実施する予定としています。そのため、観光消費額の数値目標の設定については、国の観光統計整備の動向を踏まえ検討します。

数値目標指標	直近数値	数値目標
観光入込客数（※1）	68,441千人 (平成19年度)	73,567千人 (平成24年度)
延べ宿泊者数（※2）	6,302千人泊 (平成19年)	7,000千人泊 (平成24年)
1人当たり平均宿泊数（※3）	1.25泊 (平成20年1～9月)	1.28泊 (平成24年)
外国人宿泊者数（韓国、台湾、中国、香港、ロシア）（※4）	55,889泊 (平成19年度)	77,000泊 (平成24年度)
大規模コンベンション（学会、大会、会議等の催し物）の年間開催件数（※5）	313件 (平成19年度)	300件以上 (平成21～24年度の毎年度)
国際コンベンションの年間開催件数（※6）	26件 (平成19年)	31件 (平成24年)

※1 新潟県観光動態調査（新潟県調査）「観光地点別入込客延べ人数」による。

※2 宿泊旅行統計調査（国土交通省調査）「延べ宿泊者数」による。

※3 宿泊旅行統計調査（国土交通省調査）「1人当たり平均宿泊数（延べ宿泊者数／実宿泊者数）」による。

※4 外国人宿泊数調査（新潟県調査）「県内の宿泊施設に宿泊した外国人延べ宿泊数」による。

※5 朱鷺メッセ調査「朱鷺メッセでの大規模なコンベンション開催件数」による。

※6 国際会議（コンベンション）統計等作成に関する調査（日本政府観光局調査）「国際コンベンション開催件数」による。（ただし、数値は、2006年国際コンベンション統計までの旧選定基準に該当する国際コンベンションの開催件数に置き換えています。）

III 数値目標指標の検証

県は、数値目標の達成に向け、その進捗状況を毎年度検証します。

第2章 本県観光を取り巻く環境と現状・課題

I 観光を取り巻く環境

1 社会環境の変化

○人口減少、少子高齢社会の進展

我が国の総人口は、平成16年をピークに減少に転じており、少子高齢社会の進展により、人口の年齢構成も今後大きく変化していくものとみられます。そのため、こうした変化による国内観光需要の動向を踏まえた本県観光の魅力づくりの強化や本県を繰り返しご訪問いただくリピーター確保の取組が求められています。

○国民の価値観の多様化、生活様式の変化

我が国の経済的な発展やグローバル化の進展等を背景として、国民の価値観の多様化や生活様式の変化が進んでいます。また、レジャー白書2008（財団法人 社会経済生産性本部）によれば、身近な行楽系・インドア系レジャーが好調である一方、国内観光旅行（避暑、避寒、温泉）等は参加人口の伸び悩みが見られ、特に10代の若年層を中心に余暇活動の絞り込みの傾向が見られたとしています。こうした変化に対応するため、時代の観光ニーズにあった観光旅行者へのサービスの質的向上を図るなどの対応が求められます。

○環境意識の高まり

環境に対する人々の関心が高まっており、観光分野においても環境に配慮した観光地づくりや自然保護に配慮しつつ自然観光資源とふれあいその知識や理解を深めるエコツーリズムの推進など、環境保全に配慮した観光振興の取組が求められています。

○地域間競争の激化

グローバル化や交通網整備等による移動の広域化、交流人口の増大に向けた各地域の取組の進展等により、国内外の地域間競争が激しくなっています。こうした中で、本県が観光旅行の目的地として選ばれるため、本県観光の競争力の強化を進めていく必要があります。

○交通網整備の進展

本県は、首都圏、東北及び北陸を結ぶ交通の要衝であるとともに、北東アジアとの交流の玄関口としての立地にあります。また、新幹線、高速道路、空港等の交通基盤が揃っており、2014年度（平成26年度）末には北陸新幹線の長野～金沢間の延伸工事が完成し、東京、上越地域、金沢が新幹線によって結ばれる予定となっています。そのため、移動の広域化や移動時間の短縮に対応した広域観光連携や潜在力のある交通基盤、本県の拠点性を生かした誘客に取り組んでいくことが求められています。

○情報通信技術の発達

情報技術の発達に伴い、インターネットや携帯電話等による観光情報の入手、各種予約等が拡大しています。そのため、情報通信技術の発達に対応した効果的な情報発信を進めるとともに、多くの情報が氾濫する中で、本県観光情報を求めている方々に対する的確な情報発信が求められています。

2 観光動向の変化

○個人・グループ旅行の増加（旅行形態の変化）

国民の価値観の多様化、社会構造の変化等を背景として、団体旅行が減少し、個人や家族、友人等の少人数グループによる旅行が増加しています。このため、細分化する観光ニーズへの対応や個人・グループ旅行に対応した受入体制の確立が必要となっています。

○観光ニーズの多様化、高度化

観光ニーズの多様化が進展し、「見る、食べる、遊ぶ」を中心とした旅行だけでなく、「体験する、交流する、学ぶ」といった観光ニーズも高まっています。こうした観光ニーズの多様化等に対応し、新たな観光の魅力づくりや観光旅行者に対する多彩な観光の提案等が求められています。

3 国の観光政策の強化

21世紀の我が国経済社会の発展のためには観光立国の実現が極めて重要との認識の下、観光立国推進基本法の制定、観光立国推進基本計画の策定、観光庁の発足等、観光立国を推進する体制整備が行われてきています。更に、2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にするという目標を達成するため、国、地方公共団体及び民間が共同して取り組む「ビジット・ジャパン・キャンペーン」による外国人旅行者の誘致や「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく観光圏整備による観光旅行者の来訪や滞在の促進、政策立案に必要な信頼できる観光統計の整備等の観光立国の実現に向けた施策展開も進んでいます。本県においても、国の観光政策強化の動きと連携し、効果的な観光振興施策の展開を図っていく必要があります。

II 本県観光の現状

観光入込客数は、平成8年度をピークに減少傾向が見られる中、中越大震災、中越沖地震と2度にわたる地震の影響等により、平成16年度と平成19年度に観光入込客数の大きな落ち込みが見られます。また、目的別の観光入込客数を見ると、「まつり・イベント」「温泉」「産業観光」の増加が見られる一方で、県内の海水浴客や県内外からのスキー客の落ち込みが大きく、夏や冬の観光旅行者減少の要因ともなっています。一方、外国人旅行者は、ビジット・ジャパン・キャンペーンと連携した外国人旅行者の誘致により、北東アジアの国々を中心に増加傾向にあります。

III 本県観光の課題

○観光の魅力づくり

本県は四季折々の豊かな自然、おいしい食、多くの温泉、歴史、文化等の地域資源を有しており、こうした地域資源を活用した観光の魅力づくりが必要となっています。また、レジャーの多様化等によるスキー客や海水浴客の落ち込みに対応する一方で、観光旅行の目的地（着地）側主導で企画され地域ならではの旅行を楽しむことができる着地型旅行や「体験する、交流する、学ぶ」といった要素を取り入れたニューツーリズムの提案等、観光ニーズの多様化、高度化に対応した新たな魅力づくりにも取り組んでいく必要があります。

【ニューツーリズムとは？】

ニューツーリズムは、従来の物見遊山的な観光旅行に対し、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しいタイプの旅行を言います。テーマとしては、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、エコツーリズム、産業観光等があります。

(グリーンツーリズム)

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動で、農作業体験、農家民宿等がこれに当たります。

(ヘルスツーリズム)

自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する観光形態で、医療に近いものからレジャーに近いものまで様々なものがあります。

(エコツーリズム)

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを損なうことなく、それらを体験し学ぶ観光を言います。

(産業観光)

歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うものを言います。

なお、県の観光統計では、物産展示販売施設、市場、観光農園、酒蔵開放施設等を「産業観光」の観光地点として取り扱っているところです。

○観光旅行者の受入体制の確立

個人・グループ旅行の増加等に対応した宿泊サービスの提供や、ガイド等の観光旅行者の受入人材の育成、交通拠点と目的の観光地を結ぶ交通手段の確保等、受入体制の確立が必要となっています。

○誘客宣伝活動の強化

本県観光の認知度やイメージの向上に向けた情報発信を進めるとともに、主な誘客対象の設定や、誘客対象の属性（旅行出発地、世代等）に応じた観光情報の発信等、効果的な誘客宣伝活動の展開が必要となっています。

○広域観光連携の推進

交通網整備の進展等による観光旅行者の移動の広域化や移動時間の短縮に対応し、本県観光の魅力を創出し誘客訴求力を高めるため、地域間や隣接県等との広域観光連携による魅力ある広域観光ルートの開発等を進める必要があります。

○外国人旅行者、コンベンションの誘致

北東アジアとの交流の玄関口としての本県の拠点性を生かした北東アジアを中心とした国々からの外国人旅行者の誘致活動や、外国における本県観光の認知度の向上、外国人旅行者に対応した受入体制整備等が必要となっています。

また、交流人口の増大や地域の活性化に寄与するコンベンションや国際会議の誘致も進めていく必要があります。

第3章 観光振興施策

I 観光振興施策の実施に当たっての基本認識

観光立県の推進に対する県民の協力等を促し、交流人口の増大等による地域の活性化や本県経済の発展等を図るため、県は、次の基本認識の下に観光振興施策を実施します。

【基本認識】

①地域に対する誇りと愛着を持つことのできる地域づくりの促進

地域が主体となって自然、文化、歴史、食、温泉、産業など、地域のあらゆる資源を生かすことによって、交流を拡大し、活力あふれるまちを実現する「観光まちづくり」等への住民の協力、参画を促し、地域に対する誇りと愛着を持つことのできる地域づくりを進めます。

②リピーターの確保

我が国の人口減少、地域間競争の激化等の状況を踏まえた本県交流人口の増大に向け、観光旅行者の満足度向上に取り組み、リピーター確保を進めます。

③観光消費額の向上

観光産業が地域に密着した本県経済を牽引する産業としての役割を担っていくため、農林水産業や商工業等との連携・協働を促すとともに、経済的に大きな効果が期待される外国人旅行者、コンベンションの誘致や滞在型観光等を促進します。

II 行動計画期間の観光振興施策の実施に当たっての重点方針

行動計画の初年度である平成21年は、本県にゆかりの深い戦国の武将「直江兼続」を描いたNHK大河ドラマ「天地人」の放送、JRグループと県、市町村、観光関係者等が協力し「食」をテーマとして展開される大型観光キャンペーン「新潟 DESTINATION キャンペーン」、45年ぶりに開催される「トキめき新潟国体」、里山を舞台に3年に一度開催される世界最大の国際芸術祭「大地の芸術祭」等、本県が全国から注目を集める好機であり、県では、平成21年を「2009 新潟県大観光交流年」と位置づけ、「新潟」の魅力を県内外に広く発信する取組を進めています。

そのため、この好機を十分に生かした積極的な誘客やリピーターの確保に取り組んでいく必要があります。また、「2009 新潟県大観光交流年」後を見据え、「2009 新潟県大観光交流年」における関係者の取組を一過性のものとせず将来に繋げていくとともに、2014年度末の北陸新幹線延伸に対応した本県観光の競争力強化を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、県は、行動計画期間中、次の重点方針に基づいて観光振興施策を実施します。

【21年度の重点方針】

○「2009 新潟県大観光交流年」における大規模な観光キャンペーンの展開を通じて積極的な誘客に取り組むとともに、リピーター確保に向けた観光旅行者の満足度向上の取組を強化する。

【22年度以降の重点方針】

○「四季が彩る本県の魅力」や新潟デスティネーションキャンペーンにおいて積極的にPRを行う「食」に加え、新たなテーマ設定を行い、これらテーマに基づく観光情報の発信や持続力のある観光地づくり等を進め、本県観光の統一的なイメージづくりを行う。

○2014年度の北陸新幹線延伸（長野～金沢間）を見据え、その効果を最大限に引き出すとともに、上越新幹線をはじめとした既存の交通基盤を最大限に生かした誘客を図るため、地域が主体となった魅力ある観光地づくりや広域観光連携（地域間連携や隣接県等との連携による新たな広域観光ルートの開発等）を促進し、新たな観光の魅力づくりを進める。

○「2009 新潟県大観光交流年」の検証結果を踏まえた取組内容の見直しや改善等を実施する。

Ⅲ 観光振興施策

本行動計画では、8つの「施策の基本方針（条例第8条）」ごとに整理した観光振興施策を、「1 観光立県の実現に向けた戦略的な施策」、「2 観光立県の実現に向けた各種基盤整備のための施策」、「3 外国人旅行者、コンベンション誘致のための施策」の3つの柱で分類しています。

また、個別の観光振興施策については、「県の取り組むもの」、「県がコーディネートするもの」と分けて記述しています。

・「県が取り組むもの」とは？

県又は社団法人新潟県観光協会が直接事業を行うものや県事業で地域や民間の取組を支援するものを言います。

・「県がコーディネートするもの」とは？

地域や民間が実施するもので県が必要に応じ関係者との調整や関係者への情報提供、助言、協力等を行うもの言います。

【観光振興施策の構成】

1 観光立県の実現に向けた戦略的な施策

- (1) 観光旅行者の満足度の向上のための施策
- (2) 観光旅行の形態の多様化等に対応した戦略的な施策

2 観光立県の実現に向けた各種基盤整備のための施策

- (1) すべての人にやさしく魅力ある観光地づくりのための施策
- (2) 交通機能の充実、街並みの整備、良好な景観の保全その他の観光基盤の整備のための施策
- (3) 観光の振興に寄与する人材の育成、観光に関連する団体の組織の充実等のための施策
- (4) 観光に関する統計の整備のための施策

3 外国人旅行者、コンベンション誘致のための施策

- (1) 外国人旅行者の来訪促進のための施策
- (2) 国際会議その他のコンベンションの誘致のための施策

1 観光立県の実現に向けた戦略的な施策

(1) 観光旅行者の満足度の向上のための施策

①観光旅行者に対するおもてなしの向上

観光旅行者の満足度向上のためには、観光事業従事者だけではなく県民一人一人が「おもてなしの心」を持って観光旅行者をお迎えし、観光旅行者の視点に立った対応やサービスの提供等を行うことが期待されます。そのため、県は、観光立県の推進に関する普及啓発を通じ、観光立県の意義についての県民の理解を深めるとともに観光の担い手としての県民の意識を育み、観光立県の実現に関する機運の醸成に努めます。また、地域の良さを知り、地域の良さを伝える基盤ともなるご当地検定（特定地域の文化、歴史等の知識に関する検定試験）の実施を促します。

県が取り組むもの

○条例、行動計画の県民への普及啓発等による「観光の担い手」としての県民意識の醸成

県がコーディネートするもの

○地域の良さに関する理解を深めるとともに、観光旅行者に対し住民が地域の良さを伝える基盤ともなるご当地検定の実施やご当地検定合格者等のガイド活動等への協力、参画

②宿泊の魅力向上

観光旅行者の満足度を高める大きな要素であり、滞在型観光を進める上での基盤ともなる宿泊の魅力向上を促進します。

県が取り組むもの

○個人・グループ旅行の増加や観光ニーズの多様化等に対応した宿泊施設の改善への制度融資による支援
○宿泊施設の経営管理の向上に向けた検討

県がコーディネートするもの

○滞在型観光等に対応した、宿泊施設における食事のメニュー、食事時間等の選択肢の拡大や飲食店等との連携による泊食分離（宿泊料金と食事料金を別立てにし、宿泊施設以外での食事の選択肢を提供するもの）の実施
○古民家を利用した宿泊、農家民宿等、多様な形態の宿泊サービス提供
○滞在型観光に対応した連泊の特典、温泉地における共通入湯券の導入の検討等、観光旅行者へのサービス向上

③食の魅力向上

旅行の楽しみであり観光旅行者の期待の高い「食」の魅力向上を図るため、宿泊施設等における地域食材を生かした食の魅力づくりや本県の食の魅力や認知度の向上に繋がる農林水産物のブランド化を推進します。

【農林水産物のブランド化とは？】

県では、首都圏における県産農林水産物の価値や競争力の向上を目的に、マーケットインの視点（消費者視点）から、コシヒカリに続く複数品目のブランド化を進めており、消費者の皆様から「新潟産は高品質かつ安全・安心なので買いたい」と思っていただけ「にいがたブランド」の確立を目指しています。

県が取り組むもの
<ul style="list-style-type: none"> ○宿泊施設等における地域食材を生かした新たな「食」の魅力づくりや宿泊施設における新潟米の使用促進等、観光関係者、農林水産業関係者等のビジネスに繋がる地産地消の取組を支援 ○宿泊施設におけるご飯の原産地表示を支援 ○本県の食の魅力や認知度の向上に繋がる農林水産物のブランド化

県がコーディネートするもの
<ul style="list-style-type: none"> ○宿泊施設、飲食店等における地元食材の使用 ○旬の地元食材を使った料理、郷土料理、地域限定の食等、新潟ならではの食の提供 ○宿泊施設、飲食店等における、お品書きの配布等による献立、食材の産地情報、旬の食材情報、食材の生産方法等に関する情報の提供

(2) 観光旅行の形態の多様化等に対応した戦略的な施策

①競争力のある観光地づくり

観光ニーズに的確に対応するとともに地域の特性を生かした魅力ある観光地づくりを進め、競争力のある観光地づくりを促進します。

県が取り組むもの
<ul style="list-style-type: none"> ○地域における特性を生かした地域主体の魅力ある観光地づくりや着地型旅行商品造成を支援

県がコーディネートするもの
<ul style="list-style-type: none"> ○地域が主体となった魅力ある観光地づくり ○ニューツーリズム等の新たなタイプの旅行商品の造成 ○スキー場や海における新たな楽しみ方や、スキーや海水浴と他の地域資源等を組み合わせた夏季、冬季の新たな観光の提案 ○世界遺産登録を目指す佐渡金銀山遺跡を活用した観光地づくり等の取組

②旅行商品流通の促進

多彩な本県旅行商品の流通を支援するとともに、首都圏だけではなく、新潟空港との航空路線のある九州や関西等における本県旅行商品の流通を促進します。

県が取り組むもの
<ul style="list-style-type: none"> ○旅行会社を対象とした観光説明会や現地視察会の開催等による本県旅行商品流通の支援や新潟空港との航空路線のある九州や関西等における旅行商品流通の働きかけ

③広域観光連携の推進

本県観光の魅力を創出するとともに誘客訴求力を高めるため、隣接県等との広域的な連携を推進するとともに、観光圏整備等を支援します。

【隣接県との連携状況】

県では、以下のとおり、隣接県との広域観光連携に取り組んでいます。

- ・三県連携（新潟県、山形県、福島県の連携）
- ・上信越連携（新潟県、群馬県、長野県の連携）
- ・五県連携（新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、福島県の連携）
- ・東北観光推進機構への参画（新潟県、東北6県の連携）
- ・長野－新潟スノーリゾートアライアンス実行委員会への参画（新潟県、長野県の連携）

県が取り組むもの

- 隣接県等との連携による新たな広域観光ルートの開発や誘客宣伝活動の共同展開
- 国内外からの観光旅行者の来訪や滞在を促進する「観光圏」の整備を支援

県がコーディネートするもの

- 地域間の連携等による、テーマ性のある各地域の観光地づくり、新たな広域観光ルートの開発、誘客宣伝活動の共同展開

④誘客に向けた戦略的な観光情報の発信

本県観光の認知度や来訪意欲度の向上のため、本県観光旅行者の動向やニーズ把握等に基づく的確な情報発信やテーマを定めた継続的な観光情報の発信等を進めます。

県が取り組むもの

- 本県観光の認知度や来訪意欲度の向上のための、本県観光旅行者の動向やニーズ把握等に基づく観光情報の発信（観光旅行者の属性（旅行出発地、世代等）に応じた観光情報の選択、観光情報への接触率を上げるための情報発信媒体の選択等）
- 本県観光の認知度向上やイメージの向上、定着を図るための、テーマを定めた継続的な観光情報の発信
- 首都圏の活動的なシニアを主な誘客対象とした観光情報の発信
- メール・マガジン等を活用した観光情報の発信
- 県外在住の著名人等、世論に影響力を持つ者（オピニオンリーダー）による観光PRの検討
- 本県の観光拠点施設「新潟ふるさと村」や表参道・新潟館ネスパスにおける観光物産のPR

県がコーディネートするもの

- 観光情報の発信力強化に向けた、県と連携した観光情報の発信
- 県民、県民との繋がりのある方（血縁者、友人等）、本県を訪れたことがある方々（リピーター、本県勤務経験者等）のロコミ等による本県観光情報の発信や本県ファンづくり

⑤その他交流人口の増大に資する取組等の促進

交流人口の増大への寄与が期待される映画、テレビドラマ等の撮影誘致や教育旅行誘致等の各種取組を促進します。

県が取り組むもの
○映像製作者へのセールス活動、本県ロケーション情報の発信等による映画、テレビドラマ等の撮影誘致
○本県ゆかりの映画、テレビドラマ等の製作に向けた働きかけ
○県内教育現場と連携したスキー体験の促進等による次世代スキーマーケット拡大の支援
○農山漁村での体験・交流、雪国体験、環境学習等の素材の教育現場への提案等による教育旅行誘致の支援
○スポーツ合宿の誘致に関する検討
○いざというときに都市住民が「心の絆のあるふるさと新潟」に安心して避難していただける交流関係（防災グリーンツーリズム）の構築

県がコーディネートするもの
○映画、テレビドラマ、コマーシャル、写真等の撮影適地の紹介やロケーション誘致を行い円滑なロケーション活動を支援する非営利組織（フィルムコミッション）の立ち上げやロケ地等の観光資源化への取組
○教育旅行、スポーツ合宿等の誘致

2 観光立県の実現に向けた各種基盤整備のための施策

(1) すべての人にやさしく魅力ある観光地づくりのための施策

①ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の促進

すべての人にやさしい観光を推進するため、年齢、性別、国籍、個人の様々な状況（あるいは個人の能力）にかかわらず可能な限り多くの人々が利用できるユニバーサルデザインの考え方に基づくソフト・ハード面での環境整備や公共的施設のバリアフリー化の支援等を行います。

県が取り組むもの
○ユニバーサルデザインの考え方にに関する普及啓発
○「新潟県福祉のまちづくり条例」に基づく高齢者、障害者等の自立と社会参加を促進する生活環境の整備や制度融資による民間公共的施設（宿泊施設、飲食店等、多数の者の利用に供する施設）のバリアフリー化を支援
○観光施設等に関するバリアフリー情報の発信

県がコーディネートするもの
○ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づくハード・ソフト面での環境整備

②観光旅行者の受入に係る観光情報の提供等の促進

観光旅行者に対する観光情報の提供の充実を図るとともに、観光地における観光旅行者の安全確保に配慮した施設の整備や関係者に対する安全関連情報の提供を行います。

県が取り組むもの
○観光地における観光旅行者の安全確保に配慮した施設の整備や災害、その他観光旅行者の安全に関わる情報の発信

県がコーディネートするもの
○鉄道駅、空港、観光案内所、宿泊施設等における観光パンフレット、地図、オプションツアー（旅行目的地発着の観光旅行者が選択できる小旅行）等の各種観光情報の提供
○インターネット、携帯電話等を活用した地域情報提供の充実

(2) 交通機能の充実、街並みの整備、良好な景観の保全その他の観光基盤の整備のための施策

①環境保全や良好な景観に配慮した地域資源の整備等

自然景観、街並み等の地域資源の整備、活用にあたっては、環境や良好な景観の保全に十分配慮し行うものとしします。

県が取り組むもの
○環境や良好な景観の保全に配慮した県公共施設の整備等
○魅力ある景観づくりや良好な街並み空間の創出等の取組を支援
○「屋外広告物法」や「新潟県屋外広告物条例」に基づく屋外広告物及び屋外広告業についての必要な規制による良好な景観等の維持

県がコーディネートするもの
○環境や良好な景観の保全に配慮した街並み等の地域資源の整備、活用
○エコツーリズム推進法に基づく市町村による特定自然観光資源の保護措置等の活用 ※エコツーリズム推進法においては、一定の手続の下に、市町村が観光旅行者等の活動により損なわれるおそれのある自然観光資源で保護措置を講ずる必要があるもの（特定自然観光資源）を指定することによって、特定自然観光資源の汚損・損傷等の禁止、利用者の数の制限等の保護措置を講じることが可能となっています。

②観光旅行者の交通利便の向上

道路、鉄道、空港、港湾等の交通機能の充実に向けた取組を進めるとともに、個人・グループ旅行の増加に対応し、鉄道駅、空港等から観光地までの交通アクセスの改善を促進します。

県が取り組むもの
○県内各地域及び隣接各県との結びつきを強めるための鉄道網の構築、高速道路の整備など規格の高い道路ネットワークの形成、新潟空港の拠点性の向上、羽田－佐渡の航空路開設の検討等の交通機能の充実に向けた取組
○観光旅行者を観光地へ円滑に誘導するためのわかりやすい案内表示整備等を支援

県がコーディネートするもの
<ul style="list-style-type: none"> ○離島航路の活性化など、各種交通機能の充実に向けた取組 ○鉄道駅、空港等から観光地への交通の利便性向上に向けた、公共交通機関、シャトルバス、レンタカー、乗り合いタクシー、レンタサイクル等の交通手段の充実

③観光施設の改善等の促進

観光旅行者の満足度を向上させるため、観光施設の改善等を促進します。

県が取り組むもの
<ul style="list-style-type: none"> ○宿泊施設、スキー場等の改善等のための制度融資による支援 ○市町村等が実施する観光施設等の整備を支援

(3) 観光の振興に寄与する人材の育成、観光に関連する団体の組織の充実等のための施策

①観光の担い手や観光関連団体等の育成

観光立県の実現の基盤となる観光の担い手の育成を促進するとともに、観光関係団体等の時代に合わせた組織機能の見直し等を促します。

県が取り組むもの
<ul style="list-style-type: none"> ○観光地づくりに取り組む人材の育成に向けた研修等の実施 ○ボランティアで自分達が暮らしている地域等を案内、紹介するボランティアガイドの育成に向けた研修等の実施 ○大学との連携による観光の担い手確保・育成や地域観光研究等の可能性の検討

県がコーディネートするもの
<ul style="list-style-type: none"> ○観光関係団体による観光地づくりに取り組む人材の育成や観光地づくりの牽引役となる外部人材の必要に応じた登用 ○地域における観光地づくりと連携したガイド、体験プログラムの指導者、観光タクシードライバー等、必要な観光事業従事者の育成 ○ガイド組織や歴史的な町並みを生かしたまちづくりに取り組む組織間のネットワークを活用した、各種ノウハウの共有による各組織の取組の発展 ○観光事業従事者の育成に向けたご当地検定、資格制度等の受験の奨励 ○地域の魅力や観光の意義等に対する子供の理解を促進するための教育（県内での農山漁村体験、スキー体験等を含む。）や児童・生徒によるボランティアガイド活動の実施等の社会参加活動 ○行政、観光事業者、観光関係団体だけでなく、農林水産業や商工業等の関係者との幅広い連携の下に観光まちづくりを促進するための、観光まちづくり推進主体の設立検討 ○必要に応じた観光関係団体の担う機能の見直し（オプションツアー、飲食店の案内、地元との交流の橋渡しなど、滞在型旅行に対応した観光旅行者の様々な要望に対応する窓口の設置や、旅行業登録を通じた着地型旅行商品の造成・販売等）

(4) 観光に関する統計の整備のための施策

①観光統計の整備

観光振興施策の立案等の基礎となる、観光に関する統計の整備を促進します。

県が取り組むもの
○国における観光入込客統計や観光消費額統計の整備動向（平成 22 年度から実施予定）を踏まえた統計の整備

②観光地において提供されるサービス等の評価、公表等

観光旅行者の満足度向上に向けた地域主体の取組を促進するため、観光地等の満足度調査を実施し、調査によって抽出された課題等を関係者に還元します。また、調査結果を活用して観光旅行者に対し多様な情報提供を行います。

県が取り組むもの
○観光地等の満足度調査によって抽出された課題等の関係者への還元による地域の主体的な取組の促進や調査結果を活用した観光旅行者に対する多様な情報の提供 ※平成 21 年度に「観光地等の満足度調査」の検討や調査の試行を行い、平成 22 年度以降、本格的に調査を実施します。

3 外国人旅行者、コンベンション誘致のための施策

(1) 外国人旅行者の来訪促進のための施策

①国（地域）別の戦略に基づく外国人旅行者の誘致

韓国、台湾、中国、香港、ロシア及びオーストラリアを主要な誘客対象国（地域）とし、ビジット・ジャパン・キャンペーンと連携しながら、本県との航空路の状況や各国（地域）の観光ニーズ等を踏まえた外国人旅行者の誘致を促進します。

県が取り組むもの
○韓国、台湾、中国、香港、ロシア及びオーストラリアを中心に、国（地域）別の戦略に基づき、外国人旅行者の誘致活動を展開
【韓国】 訪日旅行に不利な航空路の時間帯でも誘客が可能となる魅力的なコースの提案を通じた、新潟－ソウル間の定期便の活用による外国人旅行者の誘致。団体客だけでなく、個人・グループ旅行の拡大に対応した情報発信等を促進
【台湾】 国内他空港の定期便等を利用した周遊ツアーの誘致に向けた訴求ポイントを絞った本県の観光魅力のPRや、隣接県等との広域観光連携による魅力ある広域観光ルートによる台湾からのツアー誘致を促進
【中国】 新潟－ハルビン間の定期便を利用した黒龍江省からのツアー誘致を進め、県内での滞在を拡大する取組を促進。また、訪日団体観光客数が多い上海、広東省等からのツアー誘致のため、大都市圏と組み合わせた旅行商品造成を促進
【香港】 国内他空港の定期便を利用した周遊ツアーに向けた本県の観光魅力のPRや、個人・グループ旅行者を本県へ誘導するための情報発信等を促進

【ロシア】

ロシア極東地域において不足する本県観光情報の提供を促進し、新潟－ウラジオストク間、新潟－ハバロフスク間の定期便を利用したツアー誘致を促進

【オーストラリア】

長野－新潟スキーリゾートアライアンス実行委員会等と連携した、オーストラリアからのスキー客誘致を促進

②誘客宣伝活動の展開

外国旅行会社への本県の観光情報の提供等による旅行商品造成の促進や外国メディアの招へい等を通じた外国における本県観光情報の発信等により、本県知名度の向上を進め、外国人旅行者の誘致を図ります。

県が取り組むもの

- 外国旅行会社の本県への招へい、現地での観光説明会の開催、外国旅行会社の訪問等による本県観光情報の提供を通じた旅行商品の造成
- 外国旅行会社、教育関係者等の招へい等による訪日教育旅行の誘致
- 外国語ホームページの内容充実や、外国メディアの招へい、外国での広報媒体を活用した本県観光情報の発信による、外国での本県観光の認知度向上

③隣接県等との広域観光連携の推進

外国人旅行者の誘致に向け、隣接県等との連携による広域観光ルートの開発や誘客宣伝活動の共同展開を進めます。

県が取り組むもの

- 隣接県等との連携による新たな広域観光ルートの開発や誘客宣伝活動の共同展開（再掲）

④外国人旅行者に対応した受入体制整備

外国語案内表示の充実、各種観光情報の多言語化、外国人旅行者の受入宿泊施設の拡充のほか、受入側の人材育成等により、外国人旅行者に対応した受入体制整備を促進します。

県が取り組むもの

- 地域における外国人旅行者の受入体制整備の支援

県がコーディネートするもの

- 観光パンフレット、地図等の各種観光情報の多言語化
- 公共交通旅客施設、車両等における外国語案内表示の充実
- 宿泊施設従業員の外国語への対応、外国人旅行者の受入に必要な知識やノウハウの習得等による外国人旅行者の受入宿泊施設の拡充
- 外国人旅行者の受入に対応した通訳案内士等の育成
- 鉄道駅、空港等から観光地への交通の利便性向上に向けた、公共交通機関、シャトルバス、レンタカー、乗り合いタクシー、レンタサイクル等の交通手段の充実（再掲）

○ビジット・ジャパン案内所の設置、共通乗車船券の導入、宿泊施設における外国語テレビ放送への対応、銀聯カードの利用可能な店舗拡大等による外国人旅行者の利便性向上
※ビジット・ジャパン案内所とは？

観光旅行者に情報を提供する対面式の案内所のうち、外国語を話すスタッフが常勤する等外国人旅行者が利用しやすい環境を整えた案内所で日本政府観光局が指定しているものをいいます。

⑤民間部門による外国人旅行者の誘致の促進

県の実施する外国人旅行者の誘致活動への観光事業者の参画等を通じ、観光事業者による外国人旅行者の誘致を段階的に促進します。

県がコーディネートするもの

- 県と観光事業者との外国人旅行者誘致活動の共同実施や外国旅行会社との商談会等を通じた、観光事業者と外国旅行会社等との関係構築やビジネス展開
- 外国旅行会社等からの依頼を受けて国内の交通手段、宿泊、オプションツアー等の手配を行うランドオペレーター機能の充実

(2) 国際会議その他のコンベンションの誘致のための施策

①コンベンション、国際会議の誘致

交流人口の増大や地域経済の活性化に寄与するコンベンションや国際会議を積極的に誘致します。

県が取り組むもの

- 充実したコンベンション施設、豊富な受入実績、恵まれた交通アクセス、全国トップレベルのコンベンション支援制度等のPRを通じた、コンベンション主催者等への誘致活動やコンベンション施設広報の展開
- 国際会議誘致のための新たな支援制度の創設
- コンベンション主催者等に対する本県観光情報の提供やコンベンション後の観光などの催し（アフター・コンベンション）実施に対する支援制度のPR等によるアフター・コンベンションの活性化

②コンベンション支援産業の育成

コンベンション、国際会議の円滑な実施のためのコンベンション関係事業者の受入体制整備を促進します。

県が取り組むもの

- コンベンション関係情報の共有や関係者のネットワーク化の促進による、コンベンションを総合的に運営するためのノウハウの蓄積、企画力の向上、人材育成など受入体制強化

第4章 観光振興施策の推進方法

観光立県の実現に向けては、県、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体が、条例に定める責務、役割等に従い主体的な取組を進めるとともに、農林水産業、商工業等の関係団体、大学等とも連携、協働し、方向性を共有しながら、観光振興の取組を進めることが重要です。そのため、県は、広域的な自治体としてのコーディネート機能の発揮等を通じ、市町村、県民、観光事業者、観光関係団体等のそうした取組を促進する仕組みづくりや環境整備を主な役割として担い、行動計画を踏まえた各主体の取組を促すものとします。

【新潟県観光立県推進条例】（抜粋）

（基本理念）

第2条 観光立県は、県、市町村、県民、観光事業者、観光関係団体等の適切な役割分担及び相互の連携の下に、次に掲げる事項を基本として、その実現が図られなければならない。

- (1) 地域における創意工夫を生かした自主的かつ主体的な取組を尊重すること。
- (2) 観光立県を実現することが、県民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現のために重要であるということを認識すること。
- (3) 観光産業が幅広い分野にわたる産業であり、本県経済において重要な役割を担っていることにかんがみ、観光産業が本県経済を牽引する産業となることが重要であるということを認識すること。
- (4) 自然、文化、歴史、食その他の地域の有する資源を再認識し、それらを生かすこと。
- (5) 観光旅行者が満足できるサービスの提供、観光旅行者が安全で安心な旅行ができる環境の整備等観光旅行者が満足できるおもてなしをすること。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光振興施策の基本方針を定め、これに基づき観光振興施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、観光振興施策の実施に当たっては、その効果的な実施を図るため他の都道府県との広域的な連携協力に努めるものとする。
- 3 県は、市町村、県民、観光事業者、観光関係団体等による相互の連携が確保されるよう総合調整及び必要な支援を行うものとする。

（市町村との連携）

第4条 県は、市町村が地域の特性を生かして策定し、及び実施する観光振興施策への必要な支援並びに市町村が参画し、又は実施する広域的な観光振興施策に関する総合調整を行うものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、観光立県の意義に対する理解及び関心を深め、地域における観光の振興に関する取組に参画するよう努めるものとする。

- 2 県民は、おもてなしの心を持って観光旅行者を温かく迎えることにより、魅力ある観光地づくりの担い手として積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 県民は、地域の有する観光に生かすことができる資源を掘り起こすとともに、地域の魅力の発信に努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第6条 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じ、観光旅行者が満足できるサービスと観光旅行者が安全で安心な旅行ができる環境を提供するなど、観光旅行者の満足度の向上に努めるものとする。

2 観光事業者は、地場産業を始めとする地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化が図られるよう努めるものとする。

3 観光事業者は、県及び市町村が実施する観光振興施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第7条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、観光旅行者の誘致、観光情報の発信、観光の振興に寄与する人材の育成、おもてなしの向上等観光旅行者の受入れの体制の充実等に取り組むよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、業界及び業種の枠を超えた連携及び協力を図りながら事業活動を行うよう努めるものとする。

3 観光関係団体は、県及び市町村が実施する観光振興施策に協力するよう努めるものとする。